

# さいたま市新型コロナウイルス等対策行動計画 <概要資料>

## 1. 新型コロナウイルス等対策行動計画とは

- ・新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「行動計画」。）は、新型コロナウイルス等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの。
- ・行動計画は、対応する感染症の範囲が新型コロナウイルス等に限られる一方で、規定する措置の範囲が経済社会全体にわたる総合的な対策にまで及ぶ。
- ・市町村の行動計画は、新型コロナウイルス等対策特別措置法（以下「特措法」。）第8条第1項の規定に基づく法定計画であり、現在の市行動計画は、平成26年12月に策定されたもの。
- ・令和6年度には、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて国及び県の行動計画が全面改定されており、市町村の行動計画は国及び県の行動計画の内容に即して改定することとされている。

## 2. 市行動計画の改定概要

### 1 想定される感染症

新型コロナウイルスや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く。

※特措法が対象とする感染症

- ① 新型コロナウイルス等感染症
- ② 指定感染症
- ③ 新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

### 2 時期区分の変更

記載を以下の3期に分け、特に準備期の取組を充実する。

- ① 準備期 発生前の段階
- ② 初動期 国内外で新型コロナウイルス等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
- ③ 対応期
  - ・国内発生の初期
  - ・国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期
  - ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
  - ・流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

### 3 対策項目の充実

新型コロナ対応での課題等を踏まえ、これまでの6項目から以下の13項目に拡充し、記載の充実を図る。



## 4 実効性の確保

### （1）実践的な訓練の実施

- ・訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検・改善を実施
- ・「訓練の実施」や「それに基づく点検や改善」に継続的に取り組むとともに、国や県が実施する訓練への参加等を通じて関係機関同士の強固な連携を推進

### （2）定期的なフォローアップと必要な見直し

- ・行動計画に基づく取組等について、市内医療機関等の意見も聴きながら、毎年度定期的なフォローアップと取組状況を見える化
- ・毎年度のフォローアップを通じた取組の改善、新型コロナウイルス等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに市行動計画を改定

### （3）政府及び県行動計画と市行動計画

- ・政府行動計画及び県行動計画が改定されたときには、その改定内容等を踏まえ、市行動計画を見直し
- ・市行動計画の見直しに当たっては、国及び県から提供される平時からの取組の充実に資する情報等に係る情報を活用し、市の取組を充実

## 3. 項目別の主な対応（イメージ）

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	●訓練研修の実施 ●国、県等との連携		●新型コロナウイルス等発生公表（国） ●政府・県対策本部の設置（国・県） ●市対策本部の設置（緊急事態宣言発出時等）
②情報収集	●人員の確保・配置	●国等が行うリスク評価を踏まえた準備	
③サーベイランス	●平時（ARI等）のサーベイランスの実施→収集した情報や分析結果等の公表 ●人材育成	●有事のサーベイランスの開始→収集した情報や分析結果等の公表	
④リスクコミュニケーション	●地域の実情を踏まえた情報提供・共有 ●感染対策等の情報提供・共有	●双方向コミュニケーション（コールセンター等での相談対応等）の実施	
⑤水際対策	●体制整備	●国や県、検疫所との連携強化 ●海外渡航等に関し市民等への注意喚起	
⑥まん延防止	●平時から市民等への感染症対策理解促進 ●対策・対応の準備		●患者や濃厚接触者への対応 ●県が行う「まん延防止重点措置」の要請について周知
⑦ワクチン	●接種体制の構築 ●情報提供、連携強化		●接種の実施 ●接種に関する情報提供・共有
⑧医療	●全庁的な人材育成 ●関係課機関との訓練の実施	●相談センターの設置 ●検査措置協定機関の検査体制の確認・整備	●相談センターにて必要に応じ受診・入院等につなげる
⑨治療薬・治療法	●職員等向け抗インフルエンザウイルス薬の計画的な備蓄に努める	●濃厚接触者や十分な防御なく患者と接した職員等に対し、医療機関等と協力し予防投与を検討、実施	
⑩検査	●検査体制の整備	●検査体制の構築	●検査体制の充実・強化
⑪保健	●保健所、健康科学研究センターの体制整備 ●人材育成	●感染症有事体制への準備・移行 ●相談センター設置（相談対応開始）	●主な対応業務の実施（積極的疫学調査、入院・宿泊療養等調整、健康観察、生活支援等）
⑫物資	●職員等向け感染症対策物資の計画的な備蓄	●保健所、消防局及び医療機関等の備蓄確認、必要時に物資配布	
⑬市民生活・地域経済	●情報共有、支援に係る体制整備 ●火葬体制の構築	●市民生活の安定確保に関する支援	●事業者に関する支援 ●埋葬・火葬の特例に関する対応

# さいたま市新型コロナウイルス等対策行動計画 <概要資料>

## 4. 各対策項目の取組

### ①実施体制

準備期	初動期～対応期
<b>1. 実践的な訓練の実施</b> ・政府及び県の行動計画の内容を踏まえ、新型コロナウイルス等の発生に備えた訓練を実施	<b>1. 新型コロナウイルス等の発生が確認された場合</b> ・国や県が対策本部を設置した場合は市対策本部の設置を検討 ・必要に応じて、新型コロナウイルス等対策に携わる人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を推進
<b>2. 体制整備・強化</b> ・国、JIHS及び県の研修等を積極的に活用し、保健所や健康科学研究センター等の人材の確保、育成	<b>2. 緊急事態宣言の手續</b> ・緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、必要な措置に関する調整を実施
<b>3. 関係団体との連携強化</b> ・国、県、市及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、平時から情報を共有し、連携体制を確認	<b>3. 必要な財政上の措置</b> ・国からの財政支援を有効に活用

### ②情報収集・分析

準備期	初動期～対応期
<b>1. 実施体制の整備</b> ・積極的疫学調査や臨床研究に関する情報を収集する体制を整備	<b>1. 情報収集・分析に基づくリスク評価</b> ・初動期においては、国、JIHS及び県が行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制及び保健所等の各体制について、速やかに感染症有事の体制に移行するか判断 ・対応期においては、新型コロナウイルス等の特徴や病原体の性状等についての国、JIHS等及び県による分析等に基づき、政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を行う
<b>2. 人員の確保</b> ・感染症有事の際に情報収集・分析の円滑な実施体制に速やかに移行できるよう、計画的に人員を確保・配置	<b>2. 情報の公表</b> ・国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報を、市民等へ提供・共有

### ③サーベイランス

準備期	初動期～対応期
<b>1. 実施体制の整備</b> ・有事の役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう準備するとともに、指定届出機関からの患者報告や、JIHSや県からの病原体の検出状況等の報告を入手できる体制を整備	<b>1. 有事の感染症サーベイランスの実施</b> ・準備期から実施しているサーベイランスのほか、必要に応じて地域の感染動向に応じて感染症サーベイランスを実施
<b>2. 平時に行う感染症サーベイランス</b> ・急性呼吸器感染症（ARI）について発生動向等複数の情報源から流行状況を把握 ・JIHS等と連携し、インフルエンザウイルスの特徴や病原体を把握するとともに、家きん等のインフルエンザウイルス等の保有状況を共有	<b>2. 収集した情報や分析結果の公表</b> ・国、JIHS及び県と連携し、病原体の性状や臨床像等の分析結果を共有するとともに、収集した正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有
<b>3. 人材育成</b> ・国やJIHS、県が行う研修等を活用し、人材を育成・確保	
<b>4. 収集した情報や分析結果の公表</b> ・サーベイランスの分析結果や収集した正確な情報を、市民等に分かりやすく提供・共有	

### ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

準備期	初動期～対応期
<b>1. 感染対策等の情報提供・共有</b> ・政府行動計画ガイドラインを参考に、市民等に分かりやすく地域の実情を踏まえた情報提供・共有を実施 ・コールセンター等の設置準備を始め、双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制を整備	<b>1. 感染状況・対策等の情報提供・共有</b> ・リスクコミュニケーションの実施体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを実施
<b>2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有</b> ・情報連携について県と市の行動計画等で位置付け、具体的な手順をあらかじめ整理	<b>2. 双方向コミュニケーションの実施</b> ・国からの要請を受け、コールセンター等を設置
<b>3. 双方向コミュニケーションの体制整備</b> ・国からの要請を受け、県等と連携しコールセンター等の設置を準備	

### ⑤水際対策

準備期	初動期～対応期
<b>1. 水際対策の実施に関する体制の整備</b> ・新型コロナウイルス発生時、検疫所が隔離または停留等を実施するため、帰国者等の健康観察の実施等、適切な対応を行えるよう体制を整備	<b>1. 国や県、検疫所との連携強化</b> ・検疫措置の強化に伴い、新型コロナウイルス等に対するPCR検査体制を整備 ・検疫法に基づく、居宅待機者等への健康観察を実施
	<b>2. 市民等への注意喚起</b> ・国や県が収集した発生国等の状況や水際対策についての情報を迅速に把握し、市民等に提供、共有及び注意喚起を実施 ・国や県が行う、不要不急の渡航中止等の注意喚起への協力

### ⑥まん延防止

準備期	初動期	対応期
<b>1. 市民等の理解促進</b> ・咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策を普及 ・有事において、自らの感染が疑われる場合の対応や、県から要請され得る不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の感染対策について、市民理解を促進	<b>1. 対策・対応の準備</b> ・国や県と連携し、患者発生時の患者や濃厚接触者の対応について確認 ・JIHSから提供される、まん延防止対策に有効な情報を収集	<b>1. 患者や濃厚接触者への対応</b> ・感染症法に基づき、患者には入院勧告や積極的疫学調査、濃厚接触者には健康観察や外出自粛要請等を実施
		<b>2. 患者等以外の市民及び事業者等に対する要請の周知</b> ・県が実施するまん延防止重点措置に応じた要請について、必要に応じて事業所、学校、保育施設、福祉施設等を対象に周知

### ⑦ワクチン

準備期	初動期～対応期
<b>1. 供給体制の構築</b> ・ワクチン供給時のシステムへの登録に備え、ワクチン配送事業者を随時把握 ・ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定	<b>1. 接種体制の構築、接種の実施</b> ・国からの要請を受け、準備期に整理した実施体制を構築し、住民接種を実施 ・国が実施を決定した場合には、新型コロナウイルス等対策に携わる市職員を対象に特定接種を実施
<b>2. 接種体制の構築</b> ・接種に必要な人員、会場、資材等を、想定される状況に合わせて精査した上で、市内医師会等と連携し接種体制を検討 ・居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組	<b>2. 情報提供・共有</b> ・市が実施する予防接種に係る情報に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報を周知・共有 ・パンデミック時においても、定期予防接種の必要性の周知にも取組
<b>3. 情報提供及び連携の強化</b> ・定期予防接種について、市民に対して分かりやすい情報提供を実施 ・保健衛生部局以外の労働、介護保険、障害福祉の各部局との連携を強化	

# さいたま市新型コロナウイルス等対策行動計画 <概要資料>

## ⑧医療

準備期	初動期～対応期
<p><b>1. 医療提供体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民等に対し必要な医療を提供するため、医療提供体制の司令塔となる県のほか、保健所や関係機関等と連携</li> </ul> <p><b>2. 研修・訓練を通じた人材の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県や関係機関との研修・訓練により人材を育成</li> <li>感染症有事体制に速やかに移行するための、感染症対応部署に限らない全庁的な研修も実施</li> </ul>	<p><b>1. 感染症有事体制への移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動期においては、国からの要請を受け、検査体制確立のため検査等措置協定機関等の検査体制を整備</li> <li>相談センターを整備し、市民等への周知及び必要に応じて相談者を医療につなげる等の対応を実施</li> </ul> <p><b>2. 医療提供体制の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対応期においては、県と連携を図り、入院調整や患者移送等を実施</li> <li>対応期においては、自宅療養及び宿泊療養等において、パルスオキシメーターによるSpO2測定等が可能となる体制を確保</li> </ul>

## ⑨治療薬・治療法

準備期	初動期～対応期
<p><b>1. 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ患者等と接触する職員等を対象に、県からの供給までの間に予防投与等を行うことができるよう抗インフルエンザウイルス薬を備蓄</li> </ul>	<p><b>1. 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国や県と連携し、医療従事者や救急隊員等が十分な防御なくばく露した場合に、医療機関の協力を得て、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や発症時の対応について指導</li> </ul>

## ⑩検査

準備期	初動期～対応期
<p><b>1. 検査体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資を備蓄・確保</li> <li>健康科学研究センターや検査等措置協定締結機関の検査能力を把握・確保</li> <li>初期の段階において一般の医療機関での受診対応が難しいことも想定し、検体の収集方法等について検討</li> </ul> <p><b>2. 検査体制の維持及び強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検体搬送等検査に係る研修・訓練を実施</li> </ul>	<p><b>1. 検査体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康科学研究センターや検査等措置協定締結機関等の体制を充実・強化</li> <li>対応期においては、検査需要に応じ、検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関等に協力を要請</li> </ul> <p><b>2. 検査手法や検査診断技術の確立と普及</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動期においては、検査等措置協定締結機関等に対し、病原体の検査情報を提供</li> <li>国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発について、臨床研究に協力</li> </ul>

## ⑪保健

準備期	初動期～対応期
<p><b>1. 保健所・健康科学研究センターの体制整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所において、本庁等からの応援職員、IHEAT要員や外部人材等、感染症有事体制の人員を確保</li> <li>健康科学研究センターにおいて、技術職員をサポートする補助職員等を含めた人員を確保</li> </ul> <p><b>2. 研修・訓練による人材育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所及び健康科学研究センターの感染症有事体制の構成人員に対する研修・訓練を実施</li> </ul> <p><b>3. 関係機関との連携体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県をはじめ、関係機関や専門職能団体等との意見交換等を通じ、連携を強化</li> </ul> <p><b>4. 情報提供・共有体制を整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症有事に、速やかに市民等への情報提供・共有体制を構築できるよう準備</li> </ul>	<p><b>1. 感染症有事体制への移行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動期においては、新型インフルエンザ等の発生公表後に予想される業務について準備</li> <li>対応期においては、保健所体制及び健康科学研究センターの検査体制を確立</li> </ul> <p><b>2. 情報提供・共有の開始</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談センターの設置及び対応の開始・強化を行い、市民等に対する情報提供・共有体制を構築</li> </ul> <p><b>3. 主な対応業務の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院や宿泊・自宅療養等の調整・移送、健康観察及び生活支援等を関係機関等と連携し実施。</li> </ul>

## ⑫物資

準備期	初動期～対応期
<p><b>1. 感染症対策物資等の備蓄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等を計画的に備蓄</li> </ul>	<p><b>1. 感染症対策物資の確保及び備蓄状況等の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>初動期以降、必要な物資の確保を推進</li> <li>保健所、消防局及び市内医療機関等の感染症対策物資の備蓄について確認</li> </ul> <p><b>2. 備蓄物資等の供給及び相互協力</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健所、消防局及び市内医療機関等に対して、必要に応じ備蓄物資を配布</li> <li>国、県及び指定公共機関との連携のもと、必要な物資等が不足するときは、物資等の供給に関し相互に協力</li> </ul>

## ⑬市民生活・地域経済の安定の確保

準備期	初動期～対応期
<p><b>1. 情報共有体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関や庁内部局間での連携に必要な情報共有体制の整備</li> </ul> <p><b>2. 支援に係る仕組みの整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等発生時の支援に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備</li> </ul> <p><b>3. 必要な物資の備蓄</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染症対策物資及び生活必需品を備蓄</li> </ul> <p><b>4. 要配慮者への支援の準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国からの要請を受け県と連携し、要配慮者等への生活支援等について具体的な手続きを規定</li> </ul> <p><b>5. 火葬体制の構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市域内の火葬を適切に実施できるよう関係機関と調整</li> </ul>	<p><b>1. 市民生活の安定確保に関する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>心身への影響（自殺、メンタルヘルス、孤立・孤独、フレイル、こどもの発達・発育等の各対策）に関する施策の実施</li> <li>要配慮者への生活支援の実施</li> <li>教育及び学びの継続に関する支援</li> </ul> <p><b>2. 生活関連物資等の価格の安定に関する要請及び措置の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>物資の価格や供給について調査・監視し、関係業界団体に対して供給確保や便乗値上げ防止を要請</li> <li>市民への迅速かつ的確に情報を共有し、必要に応じて相談窓口・情報収集窓口を充実</li> </ul> <p><b>3. 埋葬・火葬の特例に関する対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国からの要請を受け、火葬炉を可能な限り稼働するとともに、火葬能力を超える場合には一時的な遺体安置施設を確保・拡充</li> <li>県の要請を受け、近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う</li> </ul> <p><b>4. 市内事業者に対する支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置等による影響を受けた市内事業者等への措置を実施</li> </ul>